

山北町総合教育会議設置要綱の一部改正について

1 改正の理由

平成28年4月1日からの行政組織及び機構の見直しに伴い、要綱を一部改正する。

2 新旧対照表

改正後	改正前
<p>(事務局) 第9条 会議の事務局は、<u>企画政策課</u>とする。</p> <p><u>附 則</u> <u>この要綱は、平成28年4月1日から施行する。</u></p>	<p>(事務局) 第9条 会議の事務局は、<u>政策秘書課</u>とする。</p>